

# 建設現場の交通安全 教育マニュアル



一般社団法人日本建設業連合会  
公衆災害対策委員会交通対策部会  
建設三団体安全対策協議会

## ◎ この交通安全教育マニュアルの目的

建設車両による交通事故の防止は、企業にとって必要かつ重要な責務となっております。

この小冊子は、建設車両による交通事故防止のために元請・協力会社の管理者（現場所長・安全運転管理者等）は何をなすべきか、また、管理者としてそれぞれの現場の運転者に対してどのような交通安全教育を実施していけば良いのか、これらの課題についてマニュアル化したものです。

# 1 交通事故防止に対する私達の責務

## (1) 管理者(元請・協力会社)の責務

- ① 安全管理システムの確立(指導監督体制)
- ② 運転者管理(交通安全教育・健康状態・運転技能・免許)
- ③ 車両管理(整備・定期点検・装備資材・積載状況・保険関係)
- ④ 運行管理(運行ルート・交通規制の有無・運行時間のチェック)

## (2) 運転者の責務

- ① 交通法令を順守しましょう。(一般ドライバーに手本を示す)
- ② 安全運転を励行しましょう。(一歩進んで防衛運転まで)
- ③ 思いやり運転を実施しましょう。(建設車両のイメージアップを図る)
- ④ 建設車両運転者としての自覚を持ちましょう。(現場を代表する一員としての誇り)
- ⑤ 飲酒・過労運転は絶対にやめましょう。(ドライバーとしての基本)

# 2

## 交通事故防止対策

### 1 現場の安全運転管理体制の確立

#### (1) 組織図

施工体系図を基本にしましょう。

##### 記載内容

- 発注者名
- 工事名
- 元請会社名
- 統括安全衛生責任者名
- 元方安全衛生管理者名
- 協力会社名(専門工事業者)と請負工事内容及び工期
- 各社安全衛生責任者
- 安全運転管理者
- 運行管理者

#### (2) 緊急連絡体制

交通事故は、警察署(110番)、現場事務所に速報しましょう。

##### 連絡先

- 警察署(110番)
- 元請現場事務所
- 店社関係部門(元請、協力会社)
- 発注者
- 消防署(119番)
- 救急病院
- 労働基準監督署
- 道路管理者
- 公共施設
- 関連企業(電力・通信・ガス・上下水道・鉄道・バス)

### 2 新規入場者教育

新規入場者には次の事項について説明しましょう。

#### (1) 工事概要等

- 工事名称
- 工事場所
- 工期
- 発注者名
- 施工会社名
- 工事の概要
- 工事工程

#### (2) 現場の特徴及びルール

- 現場の特徴  
(周囲の環境、地形、交通環境、立入禁止区域等)
- 道路使用許可条件の周知・近隣住民との協定の周知
- 発注者からの指示、要望事項



### (3) 運行上の注意事項

#### 現場内

- 制限速度 ○ 積載制限荷重 ○ 積載方法 ○ 積載重量測定方法
- 土砂の落下及び飛散防止方法
- 安全通路及び誘導方法
- 駐車場及び駐車方法

#### 現場外

交通危険マップを使用して説明しましょう。

- 学童通路、踏切、見通しのきかないカーブ、住宅街の交差点等の危険箇所の注意事項と対応
- 駐車場、待機場所とルート及び待機方法、待機時のルール等

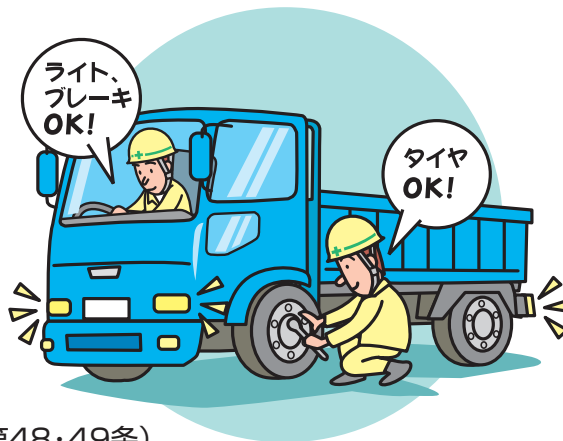


## 3 車両の整備

### (1) 運行開始前に、一日一回の日常点検をしましょう。

(道路運送車両法第47条の2)

- 車の周囲を回ってタイヤ、ホイール・ナット、ランプ等の異状の有無を点検する。
- エンジンルームを見てウォッシュ液量、ブレーキオイル液量、冷却水量、エンジンオイル量等を点検する。
- 運転席に座ってブレーキ、ワイパーやエンジン等の作動を確認する。



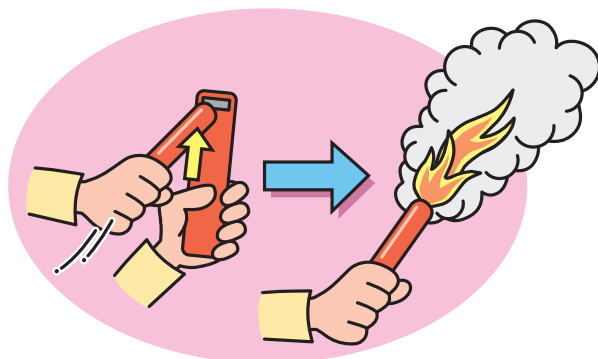
### (2) 定期点検をしましょう。

一定期間ごとに定期点検を行い、点検整備結果を記録した「点検整備記録簿」を保存することになっています。(道路運送車両法第48・49条)

主な自動車の種類	定期点検の間隔	点検整備記録簿の保存期間
事業用自動車(青ナンバー)	3ヶ月	1年
総重量8トン以上の貨物自動車		
乗車定員11人以上の自動車		
総重量8トン未満の貨物自動車	6ヶ月	2年
自家用乗用自動車	1年	

### (3) 装備品等を確認しましょう。

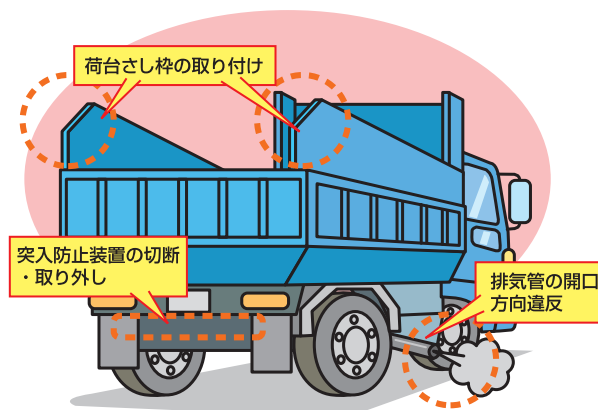
- 発炎筒(有効期限内か確認する)
- 赤旗と赤色合図灯(赤ランプ)  
踏切や本線車道等において、車両を移動させることができない緊急時に、発炎筒又は昼間は赤旗、夜間は赤色合図灯(赤ランプ)を使用して、後続車に故障車や事故車の存在を知らせます。
- 停止表示板  
高速道路上での事故や故障に備えて常に装備しておき、緊急停車の際は故障車両の後方約50メートル離れた見やすい位置に設置します。



### (4) ダンプカーの不正改造は絶対にやめましょう。

道路運送車両法の保安基準に適合しない自動車の改造は禁止されています。  
(道路運送車両法99条の2)

- 各灯火類の色の変更
- 荷台さし枠の取り付け
- 荷台の下げ底
- 排気管の開口方向違反
- 幅広タイヤ・ホイールの装着
- 突入防止装置の切断取り外し
- 前面ガラスへの装飾板設置
- 不法無線局設置
- 違法着色フィルム貼り付け



### (5) その他

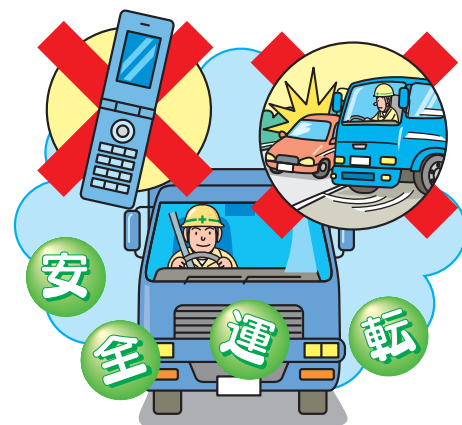
- 車両駐車の際の措置  
傾斜地などにおける駐車の際は、車両が動かないように歯止めをかけておきましょう。
- 自動車の清掃(工事現場内の洗車機等を利用する)  
タイヤやボディを清掃して道路を汚さないようにしましょう。  
ナンバープレート、制動灯、表示番号、方向指示灯等がはっきり見えるか確認しましょう。



## 4 安全運転に必要な知識

### (1) 安全運転の基本的ルールを順守しましょう。

- ルールに反する(携帯電話、割込み等)運転をしない。
- 車両の特性(制動距離等)を確認しておく。
- 免許証・車検証・シートベルトの確認をして出発する。
- 運転に適した服装・履物を着用する。



### (2) 作業基準の周知徹底

作業基準は全員に徹底させましょう。

#### ① 積載方法と積載制限

- ダンプカーは自重計等により積載重量をチェックする。
- 荷主、荷送人、荷受人のそれぞれが積荷をチェックする。
- 積み込み場所等に「荷姿」の略図を掲示するなどして確認する。
- 積載制限(重量、長さ、高さ、幅)を確認をする。

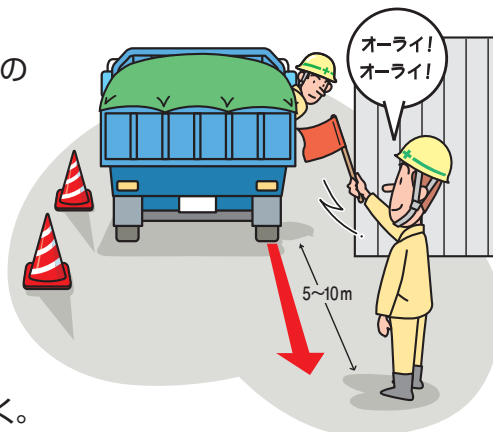


#### ② 荷崩れ及び飛散防止対策

- 土砂運搬時はシートをおおいをかける。
- 偏荷重が生じないようにする。
- 荷崩れ防止のために、荷にロープ等をかけ、ロープの点検を徹底する。

#### ③ 交通誘導員との連携

- 誘導なしではバックをしない。
- 車両進行方向に誘導員がいたら注意する。
- 誘導員の動きから目を離さない。
- 危険を感じたらすぐに停止する。
- 誘導員を車両の死角に入らせない。
- 車両の右左折は、事前に誘導員と打ち合わせておく。



### (3) 運転日誌の記載、タコグラフの提出、アルコール検知器の使用

運転者の指導に必要な記録等の管理を適正にしましょう。

- 安全運転管理者は、運転状況を把握するための運転日誌を備え付け、運転者に記録させる。
- 日誌には、運転者名、運転開始・終了の日時、運転した距離その他必要事項等を記録する。
- ダンプカー(最大積載量5トン以上)に運行記録計(タコメーター)を備え付けているかを確認する。(記録は1年間保存)
- タコグラフは、その一部を定期的に協力会社から提出させチェックする。
- タコグラフに記録された速度超過等の交通違反には、的確な指導をする。
- 貨物自動車の出庫、帰庫時の点呼において、点呼者の目視やアルコール検知器の使用等により運転者の酒気帯びの有無の確認を行い、その内容を記録して保存する。

## 5 緊急時の措置

走行中に発生した緊急事態には、冷静に対処しましょう。

### (1) 交通事故

#### ① 二重事故の防止

- 安全な場所への避難
- 停止表示板の活用
- 車両火災の防止対策

#### ② 負傷者の救護

- 救急車の要請
- むやみに負傷者を動かさない配慮

#### ③ 関係先への通報

- 警察 ○ 現場事務所 ○ 協力会社



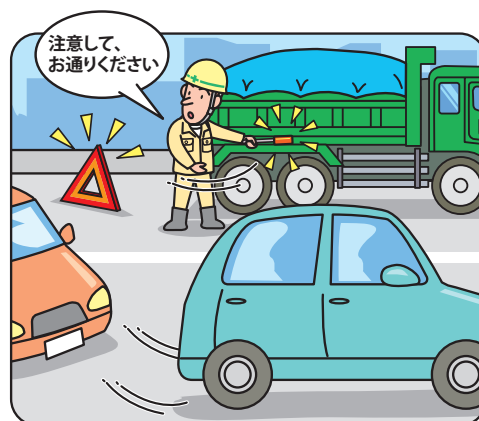
### (2) 車両故障

#### ① 一般道路上での故障

- 二重事故防止策 ○ 交通渋滞防止策
- 修理業者への連絡 ○ 現場事務所への連絡

#### ② 踏切上での故障

- 列車を停止させるための措置  
非常ボタン、沿線鉄道電話  
発炎筒等の非常信号用具  
通行者への協力依頼
- 退避
- 現場事務所への連絡



### (3) 風水害・大震災発生時

運転を継続するか、中止するか状況判断を的確に行いましょう。

#### ① 運転を継続できる場合

- 直近の広場・空き地等へ移動 ○ 交通規制に従った走行

#### ② 運転を中止する場合

- 安全な方法で道路の左側に停止 ○ エンジンを停止しキーをつけておく
- ドアロックをしない ○ 安全な場所への避難
- 現場事務所への連絡

# 3

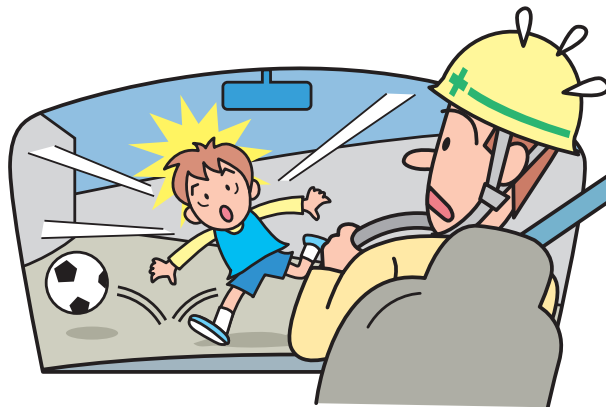
## 交通事故防止に対する意識の高揚

### 安全意識を高める効果的方法

#### (1) 危険予知訓練とヒヤリハット活動

お互いに体験発表や、  
討議等を通じて  
安全意識を高めて  
いきましょう。

- 急ブレーキ ○ 急発進
- 急ハンドル ○ 速度超過
- 脇見運転 ○ 居眠り運転



#### (2) 安全運転のための活動

管理者として実施していただきたいことです。

- 協力会社への安全教育の指導
- 運行管理者、安全運転管理者の指導と教育内容の確認
- 新規入場時に安全運転の心得、技能、知識を教育
- ヒヤリハット等を活用した定期的な安全運転指導

# 4

## 運転に当たっての心と体の健康保持

安全運転は、ハンドル操作だけではできません。  
体の健康はもとより、心も常に万全の状態を保持しましょう。

- 健康診断は受診していますか。
- 持病がある場合は治療していますか。
- 体調は万全ですか。
- 疲労の蓄積はありませんか。
- アルコールの影響はありませんか。
- 心配事はありませんか。
- 気の緩みに注意しましょう。

